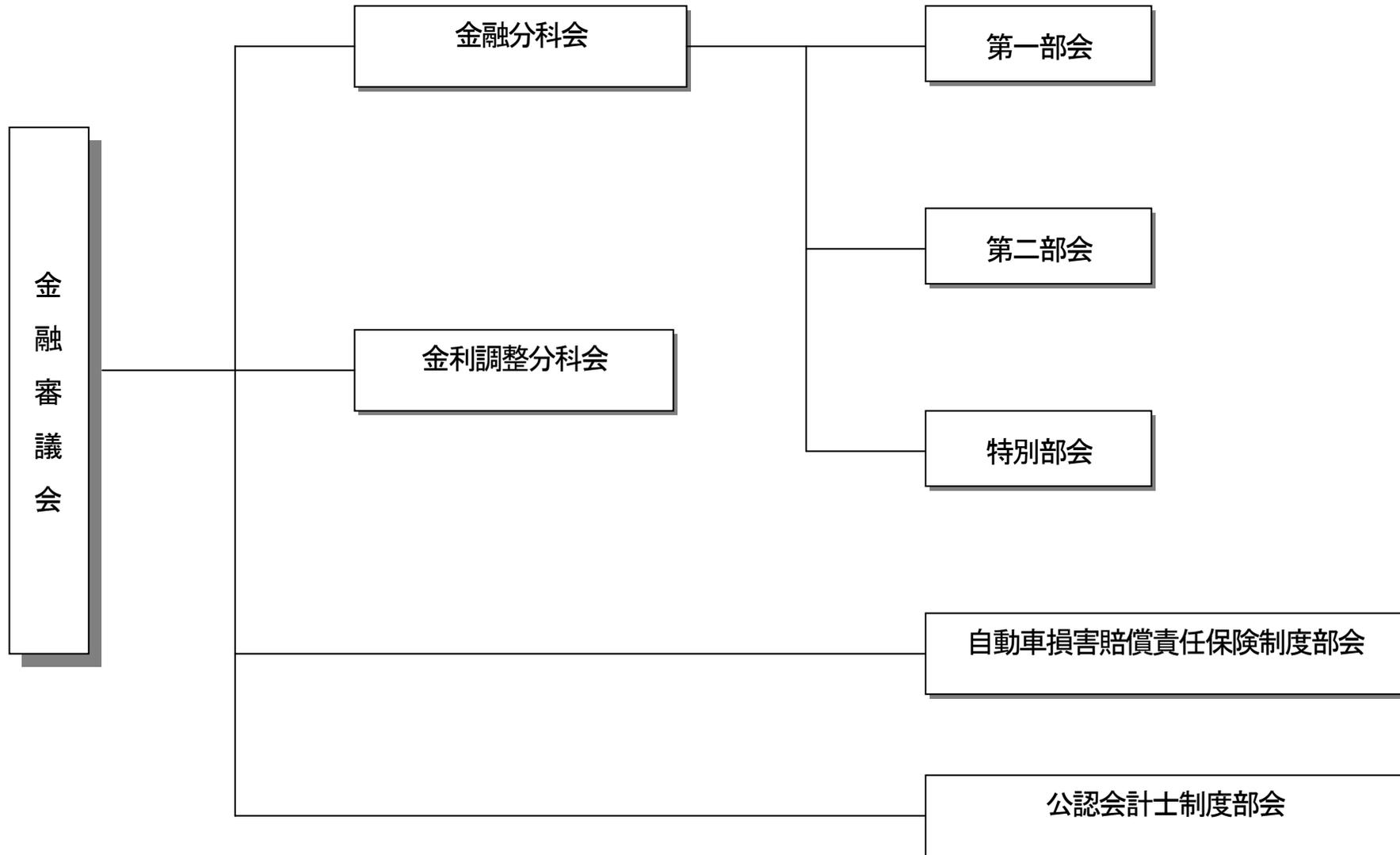


## 金融審議会の構成



## 金融審議会委員名簿

平成 17 年 6 月 30 日現在

会 長	貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授
会 長 代 理	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所調査部主席研究員
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学経済学部教授
	金丸 恭文	フューチャーステムコンサルティング(株)代表取締役社長
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	木村 裕士	日本労働組合総連合会総合政策局長
	今野 由梨	ダイヤルサービス(株)代表取締役社長
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	島崎 憲明	住友商事(株)代表取締役副社長執行役員
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	田中 直毅	21世紀政策研究所理事長
	根本 直子	スタンダード & アース マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	藤沢 久美	(株)ソフィアバンク副代表
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	[計 24 名]	
幹 事	白川 方明	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

# 金融審議会金融分科会委員等名簿

平成17年6月30日現在

分科会長	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授
分科会長代理	田中 直毅	21世紀政策研究所理事長
委員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所調査部主席研究員
	貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学経済学部教授
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役社長
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	木村 裕士	日本労働組合総連合会総合政策局長
	今野 由梨	ダイヤルサービス(株)代表取締役社長
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	島崎 憲明	住友商事(株)代表取締役副社長執行役員
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	根本 直子	スタンダード&アーズ マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	藤沢 久美	(株)ソフィアバンク 副代表
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
専門委員	金子 亮太郎	明治安田生命保険相互会社代表取締役社長
	越田 弘志	日本証券業協会会長
	長野 幸彦	朝日信用金庫会長
	平野 浩志	(株)損害保険ジャパン代表取締役社長
	前田 晃伸	(株)みずほフィナンシャルグループ 取締役社長
	〔計29名〕	
幹事	白川 方明	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

# 金融審議会金融分科会第一部会委員等名簿

平成17年6月30日現在

部 会 長 部 会 長 代 理 委 員	神 田 秀 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	淵 田 康 之	(株)野村資本市場研究所執行役
	池 尾 和 人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩 原 紳 作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	植 田 和 男	東京大学大学院経済学研究科教授
	翁 百 合	(株)日本総合研究所調査部主席研究員
	嘉 治 佐 保 子	慶應義塾大学経済学部教授
	木 村 裕 士	日本労働組合総連合会総合政策局長
	今 野 由 梨	ダイヤル・サービス(株)代表取締役社長
	斎 藤 静 樹	明治学院大学経済学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	島 崎 憲 明	住友商事(株)代表取締役副社長執行役員
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	田 中 直 毅	21世紀政策研究所理事長
	根 本 直 子	スタンダード & アース マネージング・ディレクター
	野 村 修 也	中央大学法科大学院教授
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	藤 沢 久 美	(株)ソフィアバンク副代表
	堀 内 昭 義	中央大学総合政策学部教授
	臨 時 委 員	水 上 慎 士
山 下 友 信		東京大学大学院法学政治学研究科教授
東 英 治		(株)大和総研専務取締役
今 松 英 悦		(株)毎日新聞社論説委員
上 柳 敏 郎		東京駿河台法律事務所・弁護士
川 本 裕 子		早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
黒 沼 悦 郎		早稲田大学大学院法務研究科教授
田 島 優 子		さわやか法律事務所・弁護士
吉 野 直 行		慶應義塾大学経済学部教授
和 仁 亮 裕		外国法共同事業法律事務所リクレータース パートナー弁護士
専 門 委 員	太 田 省 三	(株)東京金融先物取引所代表取締役専務
	岡 内 欣 也	三菱信託銀行(株)専務取締役
	草 壁 悟 朗	川崎信用金庫常務理事
	高 橋 厚 男	日本証券業協会副会長
	田 中 浩	野村証券(株)執行役
	西 川 茂 樹	(株)損害保険ジャパン取締役専務執行役員
	羽 田 幸 善	外国損害保険会社協議会議長
	古 市 健	日本生命保険相互会社取締役
	町 田 充	(株)みずほ銀行常務取締役
	吉 野 貞 雄	(株)東京証券取引所代表取締役専務
	[計39名]	
幹 事	鮎 瀬 典 夫	日本銀行企画局参事役

(敬称略・五十音順)

## 金融審議会金融分科会第二部会委員等名簿

平成17年6月30日現在

部 会 長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
部 会 長 代 理	翁 百合	(株)日本総合研究所調査部主席研究員
委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役社長
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	木村 裕士	日本労働組合総連合会総合政策局長
	今野 由梨	ダイヤル・サービス(株)代表取締役社長
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	田中 直毅	21世紀政策研究所理事長
	根本 直子	スタンダード & アース マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
臨 時 委 員	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リクレータース パートナー弁護士
専 門 委 員	岡内 欣也	三菱信託銀行(株)専務取締役
	加藤 貞男	日本生命保険相互会社常務取締役
	西川 茂樹	(株)損害保険ジャパン取締役専務執行役員
	羽田 幸善	外国損害保険会社協議会議長
	町田 充	(株)みずほ銀行常務取締役
	宮山 武津夫	巢鴨信用金庫専務理事
	渡辺 達郎	日本証券業協会専務理事
	[計27名]	
幹 事	鮎瀬 典夫	日本銀行企画局参事役

(敬称略・五十音順)

# 金融審議会金融分科会特別部会委員等名簿

平成17年6月30日現在

部 会 長	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
部 会 長 代 理	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
委 員	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役社長
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
臨 時 委 員	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員
	岩村 充	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
	上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所・弁護士
	角 紀代恵	立教大学法学部教授
	堀部 政男	中央大学大学院法務研究科教授
	山口 厚	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リクルーターズ パートナー弁護士
専 門 委 員	片柳 彰	(株)ディーシーカード代表取締役社長
	鈴木 久仁	あいおい損害保険(株)代表取締役専務取締役
	土井 正武	横浜信用金庫専務理事
	松阪 孝	(社)全国貸金業協会連合会副会長
	村田 隆一	(株)東京三菱銀行常務取締役
	森崎 公夫	外国損害保険協会副会長・専務理事
	山本 芳夫	明治安田生命保険相互会社専務取締役
	吉岡 一憲	日本証券業協会常務執行役
	米澤 潤一	(財)金融情報システムセンター理事長

[計23名]

(敬称略・五十音順)

# 金融審議会金利調整分科会委員等名簿

平成17年6月30日現在

委員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授
	木村 裕士	日本労働組合総連合会総合政策局長
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
専門委員	網代 良太郎	江東信用組合代表理事会長
	上原 治也	三菱信託銀行(株)取締役会長
	大多和 巖	農林中央金庫代表理事副理事長
	高向 巖	(株)北洋銀行代表取締役頭取
	長野 幸彦	朝日信用金庫会長
	平澤 貞昭	(株)横浜銀行頭取
	前田 晃伸	(株)みずほフィナンシャルグループ 取締役社長
	[計13名]	
幹事	白川 方明	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

# 自動車損害賠償責任保険制度部会委員名簿

平成17年6月30日現在

部 会 長	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト

[計3名]

(敬称略・五十音順)

## 公認会計士制度部会委員等名簿

平成17年6月30日現在

部	会	長	関	哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
委		員	岩原	紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
			斎藤	静樹	明治学院大学経済学部教授
			根本	直子	スタンダード & アース マネージング・ディレクター

(敬称略・五十音順)

(注)臨時委員及び専門委員については、部会開催までに任命予定。

## 金融審議会金融分科会第一部会報告要旨 — ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて —

- (1) 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方
- ディスクロージャーの信頼性を確保するため、内部統制の強化を図る方策が真剣に検討されるべきである。
  - このため、
    - ① 現在、任意の制度として導入されている会社代表者による確認書制度(有価証券報告書の記載内容の適正性と財務報告に係る内部統制システムの有効性を確認)の活用を促していくとともに、
    - ② 諸外国の実例や我が国の会社法制との整合性等にも留意しつつ、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を早急に図り、
    - ③ 当該基準に示された実務の有効性等を踏まえ、その義務化の範囲や方法等が適切に判断されるべきである。
- (2) 継続開示義務違反に対する課徴金制度のあり方
- ディスクロージャー規制違反について、適切な違反抑止の枠組みが整備されることが必要である。来年4月の改正証券取引法で導入される課徴金制度の対象は発行開示義務違反に限定され、継続開示義務違反は対象とされていないが、米、英、独、仏等主要な証券市場においては、発行開示義務違反、継続開示義務違反のいずれもが課徴金制度の対象とされている。
  - 我が国においても継続開示義務違反を課徴金制度の対象とすべきことは明白であり、このための法制面の詰めが早急に進められるべきである。
- (3) コーポレート・ガバナンスに係る開示充実のあり方
- 平成17年3月期の有価証券報告書から以下の開示を求めることが適当である。
    - ① 内部監査及び監査役監査の組織、人員、手続。内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携
    - ② 社外取締役及び社外監査役と会社との利害関係
    - ③ 関与公認会計士の氏名、監査法人への所属、監査継続年数、補助者の構成。監査証明を個人の公認会計士が行っている場合の審査体制
- (4) 親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示充実のあり方
- 継続開示会社である子会社の有価証券報告書において、平成17年3月期から、親会社に係る以下の情報の開示を求めることが適当である。
    - ① 株式の所有者別状況及び大株主の状況
    - ② 役員の状況
    - ③ 商法に基づく貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書

保険契約者保護制度の見直しについて  
——金融審議会第二部会報告書（平成 16 年 12 月 14 日）・概要——

I. 保険契約者保護制度の見直しの視点

- 保険の特性に鑑みれば、保険会社の破綻時に保険契約者の自己責任を問いにくい面があり、保険会社の破綻時に保険契約者を保護する制度は必要。
- 保険契約者保護制度の前提として、保険会社の破綻の未然防止や破綻保険会社の早期発見・早期処理が重要。保険会社の経営努力に加え、引き続き、責任準備金積立てルールの整備など制度上・監督上の枠組みの整備の努力が必要。
- 今般の見直しは、これまでの実際の制度の運用も踏まえ、保険契約者保護制度の改善を目指すもの。

II. 補償のあり方

1. 保険種類に応じた補償

(1) 損害保険（第二分野）

- 自動車保険や火災保険等の損害保険については、その実損填補機能や、他社への乗換えが容易であり、破綻時の企業価値が急速に減少すること等を踏まえ、破綻後一定期間（3 か月程度）は保険金の全額支払を保証した上で、契約の継続よりも円滑迅速な乗換えを重視する仕組みを導入。
- 円滑迅速な乗換えを促すとの趣旨に鑑み、早期解約控除の適用は行わない一方で、責任準備金の補償率を現行の90%から80%程度に引き下げる。
- 現行の保険種類別の補償対象の区分を廃止し、個人・小規模企業者が契約者となっている保険契約を補償対象とする。ただし、自動車保険は中規模以上の事業者の契約も引き続き補償。

(2) 第三分野

- 生命保険会社と共通の商品であること、再加入困難性が認められることから、現行の仕組み（保険金・責任準備金とも90%補償）を維持。（ただし、短期の傷害保険については第二分野と同じ取扱い。）

(3) 積立型の保険

- 積立部分は、乗換えが容易であること等から、第二分野同様、早期解約控除を導入せず、補償率を80%程度に引き下げる。
- ただし、年金型商品（財形貯蓄傷害保険・確定拠出年金傷害保険・年金払積立傷害保険）については、個人年金保険等との類似性、社会保障補完機能を踏まえ、現行の仕組みを維持。

#### (4) 生命保険（第一分野）

- 特別勘定で経理されている変額年金保険（最低給付保障のない団体年金保険）は、投資性を有することから、破綻時に実質的に対応財産が保全されるような制度整備を前提に、保険契約者保護制度の対象外とすることが適当。
- 保障部分と貯蓄部分で異なった保障内容とすることについては、実際に分解することは難しい等の問題。

#### 2. 補償の対象

- 責任準備金の補償以外に、契約者に大きな影響を与える予定利率の引下げや早期解約控除については、厳格な規制は望ましくないが、保険契約者保護機構において一定の基準を明示して運用すべき。

#### 3. 補償の水準

- 生命保険商品等の補償率を一律に引き下げるとは、生命保険会社の不安定な経営状況の中で経営に対する信頼を確保する観点等から不適当。
- 高予定利率の契約について、責任準備金の補償水準を他の契約よりも引き下げることについては、既に保険金額で見れば相当大幅な削減となっていること等も踏まえ、慎重に検討。

### Ⅲ. 保険契約者保護機構の業務

- 保険契約者保護機構は ①資金援助等を行う役割、②更生手続において保険契約者を代理する役割を持つ。利益相反の可能性を制度上解決することは困難だが、予定利率の引下げ等に関する運用基準の明確化など運用面での工夫により対応。
- 主に損害保険会社の破綻処理において、救済保険会社が見つかりにくい場合には、早い段階で保護機構による引受けを決定できるようにすることが適当。
- 現行の事前抛出处から事後抛出处への移行については、保険会社の破綻が生じる厳しい環境の下で抛出を求めることの是非等の問題を踏まえ、慎重に検討。

### Ⅳ. 保険契約者保護機構の費用負担のあり方

- 生命保険契約者保護機構については、その借入金に対する政府保証の措置に加え、17年度までの時限措置として、保険会社の負担が一定限度（3年間で1,000億円）を超えた場合には、政府補助ができることとされている。
- 18年度以降の財源問題については、現在の生命保険会社の経営状況、保護機構の運営状況、金融システムの状況などを踏まえて、幅広く十分な検討が行われることを期待。

## I. 現状等

- 特別な法律上の根拠なく任意団体等で共済事業（特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業をいう。以下同じ。）を行う根拠法のない共済が急増。事業内容等が多様化し、不特定の者を相手に保険の引受けを行う保険業との区別が容易でなくなりつつある。
- 根拠法のない共済については、①保険会社が提供しない特定のニーズに対応した商品提供の担い手となっているとの指摘、②保障額の多寡等商品の多様性等があるとの指摘、③不適切な販売方法をとるものや脆弱な財務基盤のものなどがあり消費者保護の観点から問題があるとの指摘。こうした点を踏まえ、あるべき規制の姿を検討する必要。

## II. 基本的考え方

- 構成員が真に限定されるもの（小規模な共済や企業内の共済会等）は規制の対象外。これ以外の共済は、契約者保護の観点から一定の規制が必要。
- 新たに規制の対象となる共済については、保険業法が適用されるべき。ただし、一定事業規模の範囲内という条件の下で、少額短期保障（保障期間が短期のものであって、保険金が見舞金、葬儀費用、個人の通常の活動で生じる物損の補填等程度）のみを提供する事業者については、その特性を踏まえた規制を導入。

## III. 少額短期保障事業者（仮称）に係る規制の具体的内容

### 1. 参入規制等

参入規制を免許制から緩和。株式会社又は相互会社であること、一定の財産的基礎等を要件とする。なお、一般に保険会社が提供する保険への加入が困難な者を対象とする共済などについては事業の開始・継続を著しく困難にしない等の配慮が必要。

### 2. 商品審査等

行政庁による事前の商品審査は、約款の内容が契約者などの保護に欠けるおそれがないか等、必要最小限のチェックのみとする。

### 3. 責任準備金の積立等

保険会社と同様に、責任準備金等の積立て等を義務付ける。また、事業規模に応じた保証金の供託を義務付ける。

### 4. 兼業規制、資産運用規制

専業を原則とし、流動性の高い預金や国債等による運用を義務付ける。

### 5. 情報開示規制、募集規制

保険会社と同様に、業務・財産の状況に関する情報開示、募集時の重要事項の説明や虚偽表示の禁止等の行為規制や保険募集人登録等の要件を課す。

## 6. 検査・監督

行政当局の検査・監督の対象とする。

## 7. セーフティネット

取扱い商品や資産運用の限定により、事業活動に伴い生じるリスクは相当程度抑制されること等を前提にセーフティネットは設けない。ただし、募集に際してセーフティネットがない旨の説明を義務付けることが必要。

## IV. 既存の事業者についての対応

現に広範囲の契約者が存在していることを踏まえ、移行の円滑化を確保する観点から、速やかな適用が必要な規制と一定の移行期間経過後に適用する規制とに区分。

### 1. 移行期間中の規制の枠組み

保険募集に係る重要事項の説明や虚偽表示禁止等の行為規制等は速やかに適用し、行政庁の検査・監督の対象とする。

### 2. 移行期間終了後の規制の枠組み

(1) 既存の共済事業者で事業を継続する者は、移行期間終了までの間に、少額短期保障事業者又は保険会社の登録、免許等の申請を行い、保険業法の枠組みの中で活動。

(2) 規制の枠組みが大きく変更されることを踏まえ、移行期間終了後も更に、以下の激変緩和措置を設ける。

○ 現に法人格を取得して事業を行っている者について、相互会社への移行等について一層の配慮。

○ 保険会社の免許申請を行う者について、最低資本金等の規制（現行10億円）について一定の猶予期間。

○ 再保険等によりリスク移転を行い、自ら保有するリスクが限定される事業者については、保険金が高額でないものに限られること、行政当局の監督が及び保険会社等へのリスク移転であること等を前提に、一定期間（例えば5年程度）、少額短期保障事業者と同様の規制により業務を行えることとする。

## V. 規制の見直し

○ 将来的なあるべき規制の姿は、新たな規制の枠組みのもとで更なる実態把握を行い、制度施行後一定期間（5年を目途）経過後にその妥当性の検証を行うことが不可欠。新たに行政庁の監督対象となる事業者の事業の状況等も踏まえ、少額短期保障事業者の業務範囲や事業実施主体の見直し、保険会社規制の見直し、その他別途の法整備の要否等、保険業法の適用のあり方について幅広く検討し、必要な措置を講ずるべき。

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

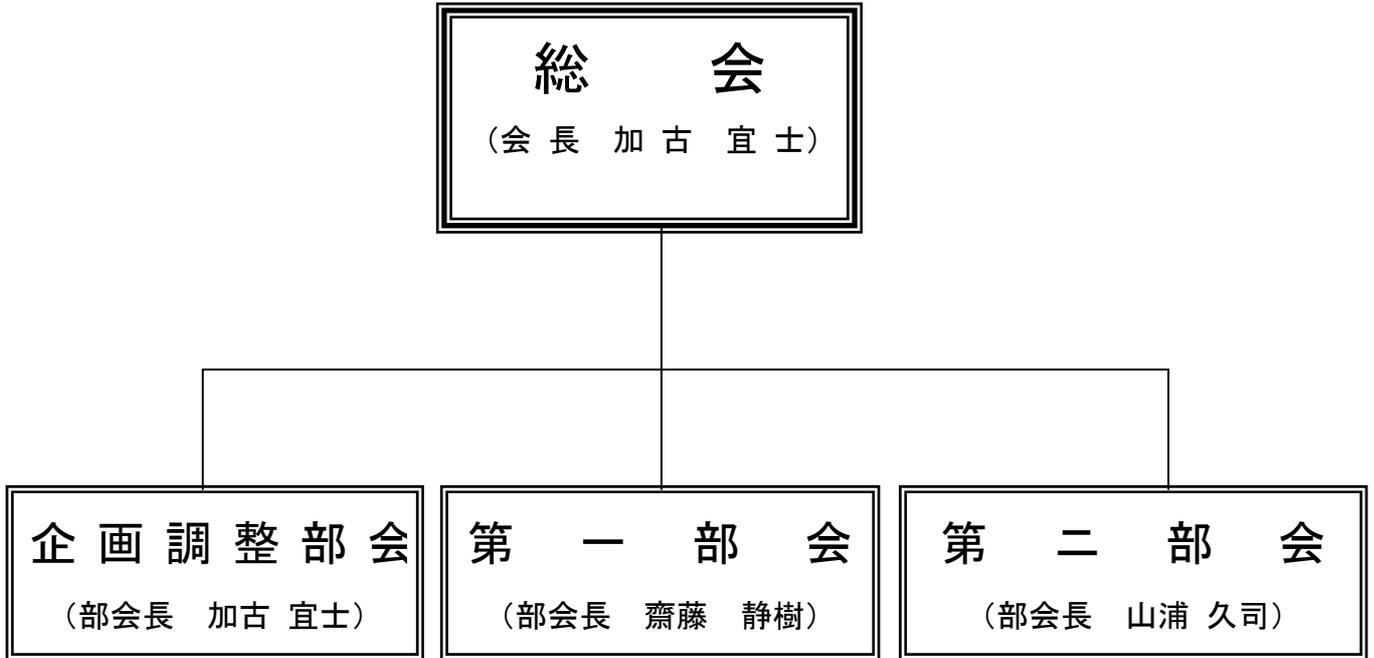
(平成17年6月30日現在)

会 長	倉 澤 康 一 郎	慶應義塾大学名誉教授
委 員	石 井 勝 博	損害保険料率算出機構専務理事
	井 手 涉	全国交通事故遺族の会会長
	奥 宮 京 子	弁護士
	加 藤 裕 治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	川 合 正 矩	日本自動車会議所理事
	木 村 優 子	日本テレビ放送網経営戦略局・総合広報部副部長
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	中 西 光 彦	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	西 川 茂 樹	日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	二 木 雄 策	姫路独協大学教授
	堀 田 一 吉	慶應義塾大学教授
若 菜 允 子	弁護士	
特別委員	上 原 壽 幸	全国共済農業協同組合連合会代表理事理事長
	北 原 浩 一	全国交通事故後遺障害者団体連合会代表
	田 中 節 夫	日本自動車連盟副会長
	土 屋 隆	日本医師会常任理事
	西 崎 哲 郎	信金中央金庫監事
	山 下 友 信	東京大学教授

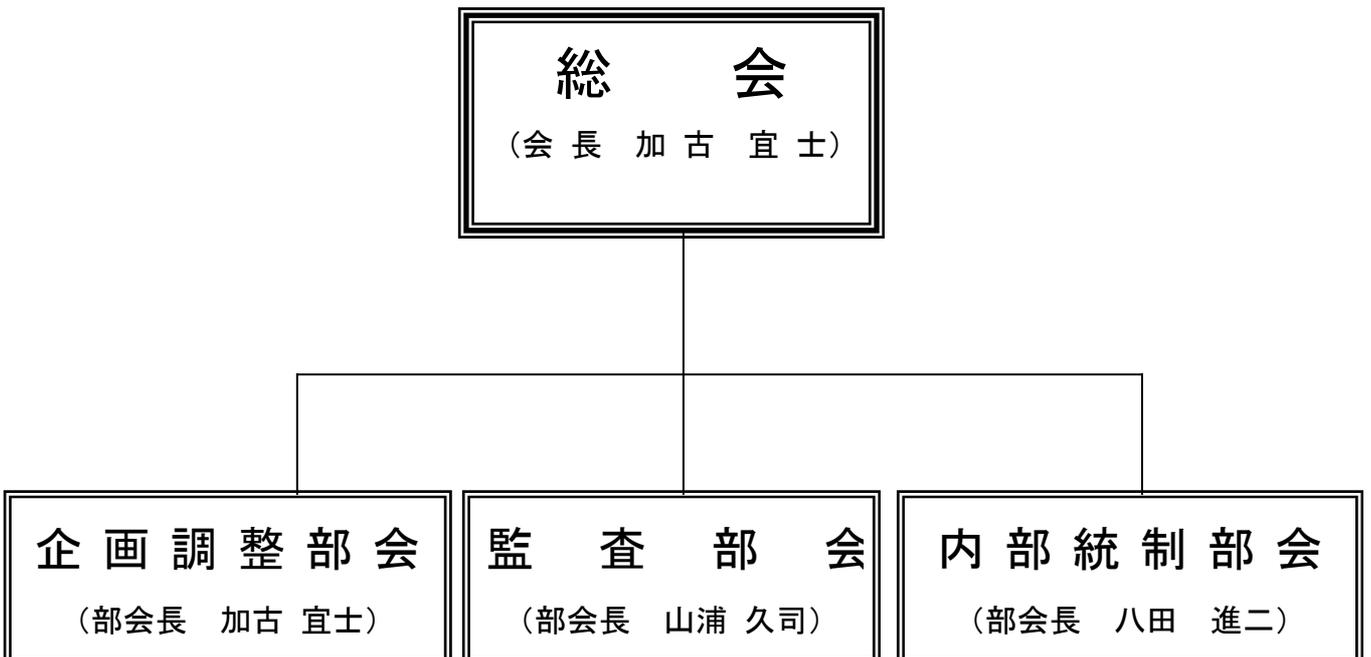
(敬称略・五十音順)

## 企業会計審議会の組織図

平成17年1月以前



平成17年1月以後



(消費者行政機関)	
内閣府国民生活局消費者調整課長	勝見 博
国民生活センター相談部長	島野 康
東京都消費生活総合センター所長	大橋 健治
(消費者団体)	
埼玉大学経済学部非常勤講師	原 早苗
全国消費者団体連絡会事務局消費者関連法担当	蓮澤 敦子
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長	玉本 雅子
(業界団体・自主規制機関)	
金融先物取引業協会業務部長	原田 俊介
信託協会信託相談所長	宮山 富雄
生命保険協会生命保険相談室長	竹中 肇
全国貸金業協会連合会苦情処理委員長	矢野 利平
全国銀行協会業務部長	岩本 秀治
全国信用金庫協会業務管理部長	三枝 保生
全国信用組合中央協会業務部審議役	井上 裕二
全国労働金庫協会業務部長	須田 三郎
抵当証券業協会事務局長	中村 忠志
投資信託協会広報部長	川口 隆也
日本証券業協会証券あっせん・相談センター所長	白石 勝
日本証券投資顧問業協会業務部長	高谷 哲司
日本商品先物取引協会自主規制部長	浜地 敏明
日本商品投資販売業協会総務・業務部長	笠間 淳夫
日本損害保険協会生活サービス部そんがい保険相談室グループリーダー	山崎 政之
農林中央金庫総合企画部部長代理(農漁協系統金融機関代表)	木村 吉弥
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長	山口 真紀子
前払式証票発行協会事務局長	永澤 修
(弁護士会)	
総合法律事務所あおぞら	大川 宏
長島・大野・常松法律事務所	井上 聡
港共同法律事務所	石戸谷 豊
(学識経験者)	
東京大学大学院法学政治学研究科教授	神作 裕之
生活経済ジャーナリスト	高橋 伸子
東京大学法学部教授	岩原 紳作
一橋大学法学部教授	山本 和彦
(金融当局)	
金融庁総務企画局企画課長	細溝 清史
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	大野 祐輔
厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室室長補佐	福元 俊成
国土交通省総合政策局不動産課不動産投資市場整備室長	菅井 雅昭
総務省郵政行政局貯金企画課長	原口 亮介
農林水産省経営局金融調整課企画官	花里 稔

(敬称略、順不同)

開催の概要

事務年度	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
<p>民間 ADR の苦情・紛争解決の改善を担保</p> <p>①個別紛争処理における機関間連携の強化</p> <p>②苦情・紛争処理手続の透明化</p> <p>③苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実</p> <p>④苦情・紛争処理実績に関する積極的公表</p> <p>⑤広報活動を含む消費者アクセスの改善</p>	<p>(2) 個別紛争処理における機関間連携の強化</p> <p>(3) 苦情・紛争処理手続の透明化</p> <p>(4) 苦情・紛争処理事案のフォローアップ</p> <p>(5) 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表</p>	<p>(7) 機関間連携のあり方</p> <p>(6) 広報活動を含む消費者アクセスの改善</p>	<p>(18、19、20、21) タイプ別の機関間連携</p> <p>(21) 消費者の認知に向けたPR</p>	<p>(22、23) 公的機関との連携</p>	
<p>(①～⑤を包含する活動)</p>		<p>(8、9、11、12) 苦情・紛争解決支援のモデル</p> <p>(15) フォローアップの方法</p>	<p>(16、17、18) モデルのフォローアップ-自己評価結果報告と意見交換-</p> <p>(20) 再評価結果について</p>	<p>(26) 平成 15 年度の規則改正と運用改善</p>	<p>(29) 平成 16 年度の規則改正と運用改善</p>
<p>裁判外紛争処理制度の改善につながる情報・意見交換等</p>			<p>(19、21) 「実務者ネットワークの論点整理について」</p>	<p>(22) 海外の ADR 事情報告</p> <p>(22) 東京都消費生活対策審議会及び国民生活審議会消費者政策部会報告 (ADR について等)</p> <p>(24) 平成 15 年の苦情・紛争事例</p> <p>(25) 証券分野の紛争解決と連携</p> <p>(24、25、26) ADR 検討会の状況</p> <p>(24、25) ISO における ADR の検討状況</p>	<p>(28) 海外の ADR 事情報告</p> <p>(28) 苦情・紛争事例のケース・スタディ</p> <p>(29) 平成 16 年度の苦情・紛争事例</p> <p>(27) ADR 法の検討状況</p> <p>(27、28、29) 「金融サービス利用者相談室」について</p>
			<p>(19) 金融商品販売法 (金販法) の施行状況の調査の結果</p>	<p>(23) 外為証拠金取引</p> <p>(24) 金販法の施行状況調査のフォローアップ</p> <p>(25) 無認可共済</p> <p>(26) 個人信用情報</p>	

(注) 表中の数字は協議会の回数。見出しは課題として提示されたもの。

## 金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて

### 1. モデルの位置付け

- このモデルは、金融分野における苦情・紛争解決支援の改善のため、現状において実現可能な範囲の下で理想的と考えられる苦情・紛争解決支援手続を金融トラブル連絡調整協議会として策定したものであり、金融分野における各業界団体・自主規制機関において、このモデルを踏まえた苦情・紛争解決支援手続の整備が期待されるものと位置付けられる。
- なお、このモデルでは、業界団体・自主規制機関が行なう苦情・紛争の解決について、これまでの「処理」という概念に替えて、当事者による解決を支援するという立場を明確にするため、「解決支援」という概念を導入している。

### 2. モデルの策定の経緯

- 平成 12 年 9 月 7 日 協議会設置
- 平成 13 年 1 月 17 日 モデル策定及びモデル策定のためのワーキンググループの設置を決定。
  - 3 月 6 日 ワーキンググループ設置。
  - 11 月 19 日 モデルの中間試案を検討。
- 平成 14 年 1 月 15 日 各界からの意見を募集に付すためのモデル案を決定。
  - 4 月 25 日 モデルを決定。

### 3. モデルの概要

#### ① 理念的事項

- 金融分野における苦情・紛争解決支援の基本的理念として、「公正中立」、「透明性」、「簡易・迅速・低廉」、「実効性の確保」、「金融市場の健全な発展」を明示。
- 苦情等の発生原因の解明及び会員企業・消費者への周知等を通じた再発防止への取組みを業界団体等が設置する苦情・紛争解決支援機関（以下「機関」という。）の責務として規定。

#### ② 通則的事項

- 苦情・紛争の定義や守秘義務等の苦情解決支援と紛争解決支援に共通する事項を規定。

- 機関の利用を促進するため、機関及び会員企業による機関の消費者への周知やアクセスポイントの拡充等を規定。
- いわゆる「たらい回し」を防ぐため、機関間連携として行なうべきことを提示。
- 苦情・紛争解決支援実績等の公表や機関に対する外部評価の実施を通じて機関の運営の適正化や規制整備を推進。

### ③ 苦情解決支援規則

- 取扱う苦情や苦情申立人の範囲、標準処理期間、苦情解決支援を行なわない場合を明示することにより、手続の進行に当たっての基準を明確化。
- 苦情受付時の手続の概要の説明や苦情解決支援を行なわない場合の理由の説明、結果の報告、苦情未解決の場合の取扱い等、機関が申立人に対して行なうべきことを規定。
- 苦情の解決の促進や、機関による調査への協力、相対交渉の際の対応等の会員企業が行なうべきことを明示。
- 会員企業に対する措置・勧告等苦情の解決及び再発防止に向けて機関が積極的に行なうべきことを規定。
- 紛争解決支援手続を設けていない機関も想定して、他の紛争解決機関の紹介や苦情解決支援段階での解決案の提示も規定。

### ④ 紛争解決支援規則

- 紛争解決支援委員会（機関の委嘱を受けて紛争解決支援手続を実施する者）の設置や利害関係者の排除、運営委員会の設置等を規定することにより、機関の組織面からも中立性・公正性を担保。
- 取り扱う紛争や紛争申立人・代理人の範囲、あっせん・調停を行なわない場合や手続を打ち切る場合等の手続の進行に当たっての基準を明確化。
- 会員企業に対する事実調査・資料提出要求や措置・勧告等の機関の会員企業に対する権限を明確化するとともに、調査等に対する会員企業の協力義務を規定。
- 提示されたあっせん・調停案について、会員企業による尊重義務を規定するとともに、正当な理由なく受諾しない場合など紛争解決支援委員会が必要と認める場合は、当該企業名を公表することも併せて規定。